

令和2年第2回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(令和2年11月13日)

令和2年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 令和2年11月6日(金)

○告示年月日 令和2年11月6日(金)

○招集の場所 大谷処理場 会議室

○開 会 令和2年11月13日(金) 午後1時57分

○閉 会 令和2年11月13日(金) 午後3時36分

○出席議員(12名)

1番	谷口 雄一	2番	長岡 一夫
3番	西山 幸千子	4番	河口 靖子
5番	由本 好史	7番	宮崎 睦子
8番	柚木 弘子	9番	山口 亘
10番	大倉 博	11番	山本 和延
12番	梅本 章一	13番	小西 啓

○欠席議員(2名)

6番	岡田 勇	14番	三原 和久
----	------	-----	-------

○会議録署名議員

8番	柚木 弘子	9番	山口 亘
----	-------	----	------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長)	杉浦 正省	理事(木津川市長)	河井 規子
理事(笠置町長)	中 淳志	理事(和東町長)	堀 忠雄
理事(南山城村長)	平沼 和彦		
会計管理者(精華町会計管理者)	上野 靖		

○事務局職員出席者

事務局長	福田 全克	次長	國子 慶順
主査	南山 新治		

○議 事 日 程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 相楽郡広域事務組合理会運営委員会委員の選任について
- 第 5 認定第 1 号 令和元年度相楽郡広域事務組合理会一般会計歳入歳出決算
認定について
認定第 2 号 令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計
歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第 7 号 相楽郡広域事務組合理会分担金条例の一部を改正する条例
について
- 第 7 議案第 8 号 京都市市町村職員退職手当組合理会を組織する地方公共団
体の数の増加及び京都市市町村職員退職手当組合理会規約
の変更について

令和2年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会

令和2年11月13日(金)

大谷処理場 会議室

(午後1時57分 開会)

○副議長 皆さん、こんにちは。小西でございます。本日は議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。よろしくお願ひいたします。

さて、南山城村議会におかれましては、3月29日に一般選挙が行われ、4月9日に初議会が開会され、また、笠置町議会におかれましては、10月20日告示の選挙が無投票となり、11月2日に初議会が開会され、本組合議会議員が新たに選任されました。

ここで、新たに本組合議会議員に選任されました方々を御紹介いたします。

自席で自己紹介をよろしくお願ひいたします。

笠置町議会議員、大倉 博さん。

○大倉議員 笠置町議会の大倉です。よろしくお願ひいたします。

○副議長 笠置町議会議員、由本好史さん。

○由本議員 笠置町議会議員の由本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長 南山城村議会議員、梅本章一さん。

○梅本議員 南山城村の梅本です。よろしくお願ひいたします。

○副議長 南山城村議会議員、山口 亘さんです。

○山口議員 南山城村議会議員の山口 亘です。よろしくお願ひいたします。

○副議長 新たに選任されました議員の皆様方、よろしくお願ひいたします。

本日の会議に欠席の通告議員は、岡田議員、三原議員であります。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

これより、令和2年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

本定例会に傍聴の申出がありますので、議長においてこれを許可いたします。

広報用として、写真撮影を許可しておりますので、御了承をお願ひいたします。

それでは、代表理事から挨拶を受けます。

杉浦代表理事、どうぞ。

○杉浦代表理事 皆さん、こんにちは。代表理事で精華町長の杉浦でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和2年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、南山城村議会からは梅本議員、山口議員が、笠置町議会からは大倉議員、由本議員が新たに本組合議会議員に選任されておられます。相楽地域の広域行政の推進に御支援、御協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

また、広域事務組合の理事会におきましても、3月の笠置町長選挙におかれまして初当選を果たされました中笠置町長を理事としてお迎えし、相楽地域の広域行政の課題の解決を目指し、それぞれの市町村が最大限の協力をしていくことを確認しているところでございます。

当組合の会計事務につきましては、組合格約第9条の規定に基づきまして、代表理事であります精華町の会計管理者としておりますが、4月1日付で精華町の人事異動によりまして、上野会計管理者にお願いしておりますことを御報告申し上げます。

さて、早いもので令和2年も残すところ1カ月余りとなりました。地方自治体を取り巻く状況は、新型コロナウイルス感染症への対応を初め、少子・高齢化、情報化などの社会経済状況の著しい変化などにより、依然として厳しい財政状況であります。

国における令和3年度概算要求・要望額は、105兆円と令和2年度当初予算102兆円を上回る額となっております。現在、各市町村におきましても、令和3年度予算編成に向けまして取組がなされておりますが、本組合におきましても情報収集と内容把握に努め、新型コロナウイルス感染症対策も含め、最小の経費で最大の効果が出る予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、相楽圏域が抱える広域的な課題をいかに解決していくのか、このことも非常に重要な問題でございます。今後も引き続き、各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございますので、議員の皆様方におかれましても、御理解と御協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで、令和2年度における本組合のこれまでの主な取組について、7点の報告をいたします。

まず1点目でございますが、一般会計では本組合のメイン事業である、し尿処理業務でございます。

令和2年度上半期の大谷処理場への搬入量は、し尿で前年比7.2%減少、浄化槽汚泥も3.2%減少しており、全体では4.7%の減少となっております。

大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法、いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえた措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されます京都南部環境事業協同組合に委託して業務を遂行しているところでございます。

次に、大谷処理場基幹的設備改良事業につきましては、令和元年・2年度の2カ年事業でございまして、改良工事につきましては、浅野アタカ株式会社大阪支店と契約を締

結し工事を進めておりますが、9月末現在の出来高は66%で、ほぼ計画どおり進んでおります。同工事に伴います施工監理業務につきましては、株式会社環境技術研究所京滋営業所に委託し、重点監理により、納品や検査の立会い、監督業務の支援を行い、毎月月末には工程会議を実施しております。

また、本事業は、国の循環型社会形成推進交付金を活用した事業でございまして、9月30日に、2億6,975万7,000円の交付決定がございました。

2点目は、相楽消費生活センターについてでございます。

上半期の相談件数は303件で、1日平均で2.5件、昨年度比で14件、4.4%の減少となりました。

相談内容は、ほぼ全国的な相談内容と同じ傾向で、一番多い相談は、特定消費料金の滞納などの支払い不明の架空請求で34件、続いて相談その他で27件、スマートフォンの架空請求やワンクリック請求関係で24件となっております。また、新型コロナウイルス感染症関連の相談件数は43件でございました。

次に、消費生活出前講座は、老人クラブや地域のサロンなどに御利用いただき、本年度3月までに計4回、80人を対象に実施を予定しております。本年は、新型コロナウイルス感染症感染の拡大防止のため、大幅に申込みが減少しております。

また、教育委員会・学校関係の消費者教育及び福祉部局・社協などの高齢者見守りネットワークにつきましては、木津川市立木津第二中学校、木津南中学校、相楽台小学校及び相楽小学校で計16クラスに出前授業を実施の予定であり、和東町見守りネットワークであります和東町民生児童委員協議会において、消費者被害の実例に関する情報提供などを9月に実施し、1月にも予定をしております。

学校教育における教育資材や啓発資材の作成などいたしましたして、「小学生の消費生活ハンドブックとノート」を構成市町村内各小学校23校の新3年生に、「中学生の消費生活HANDBOOK」を構成市町村内各中学校12校の新1年生に、啓発メッセージ入り消しゴムを構成市町村内各小中学校などに、また、SDGsについての啓発用クリアファイルを構成市町村内各小中学校・高校などに、さらには、「エシカル消費ハンドブック」及び「SDGsハンドブック」が完成しましたので、お手元に配付したところでございますが、11月下旬に教育委員会を通じ、構成市町村内各小学校・中学校にそれぞれ配付を予定しております。

また、消費者月間の取組として、「消費生活フェスタ2020」を5月に、「10周年記念消費生活フォーラム」を10月に、それぞれ予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止いたしました。

さらに、毎年、秋の各市町村のまつりにおいて、消費生活センターのブースを出展し消費者啓発をしておりましたが、本年度は全てのまつりが中止となったことから、関係

機関との共催により、「特殊詐欺等被害ゼロ・ミッション in 相楽」と題して、パネル展示を各市町村庁舎などで11月20日まで開催をしております。

これら消費生活センター事業のうち、消費者教育・啓発事業の人的費及び新規事業を中心に、京都府消費者行政活性化事業費補助金を活用しておりますが、6月22日に379万4,000円の交付決定をいただきました。

3点目は、相楽休日応急診療所の運営についてでございます。

上半期の受診者数は123人で、1日平均で3.5人、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、324件、72.5%の大幅な減少となりました。

4点目は、相楽会館の状況であります。

御承知のとおり、貸室は大ホールのみで、上半期の実績は27件、460人の利用で、前年度比15件増、利用人数は990人の減少となりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、4月14日から5月31日まで貸室の使用を停止しておりました。7月1日以降は、大ホールの利用可能人数を100人以内として貸出ししている状況でございます。

5点目でございますが、特別会計のふるさと市町村圏振興事業では、第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画に基づき、ホームページによる情報発信、「お茶の京都」を活用した広域観光事業に取り組んでおりますが、例年1月に開催されております「第28回相楽の文化を創るつどい」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となりました。

6点目は、「広域圏事業の今後のあり方検討会」の設置についてでございます。

相楽地域における広域圏事業の諸課題を検討するため、「広域圏事業の今後のあり方検討会」を本年1月16日に第1回会議を、本年度に入り4回の会議を開催し、10月19日に理事会に中間報告を受けたところでございます。議員の皆様にも中間報告書を事前配付させていただきました。

その主な内容は、令和4年度をもって、ふるさと市町村圏振興事業を廃止するべきであるが、圏域の広域的な課題解決のため、引き続き5市町村が連携をしていくとの認識であることから、広域行政圏としての枠組みは継続すべきとの確認がなされております。

次に、相楽会館の貸館業務を廃止するべきであるが、貸館の廃止に伴い、事務局執務室を初め、消費生活センター、休日応急診療所及び聴覚言語障害センターの新たな活動場所確保を検討する必要があり、考え得る方法としては、現状維持、耐震改修、現地改築、移転改築、既存施設への移転複合化が考えられます。

既存施設への移転複合化では、大谷処理場、加茂保健センターや民間施設の借上げなどが考えられますが、また、仮移転場所の確保が可能であれば、現地での規模を縮小した改築も現実的な候補でありますけれども、比較検討に当たっては、それぞれの場合に

おけるコストについても考慮する必要があり、客観的で相当の精度を求めるには、コンサルタントに委託し建築などに関する専門的な見地からの指導助言やコスト算出を行うべきであるため、これらのコスト比較も含め、総合的に判断することが求められます。

なお、コンサルタントへの委託については、令和3年度に実施することとし、その費用に係る財源は、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金（余剰分）を充当することを考えているとのことでございます。

これらの中間報告を踏まえ、引き続き検討を進めてまいります。

最後に7点目でございます。

「相楽圏域の広域的課題解決に関する要望活動」につきましては、令和2年10月28日に京都府知事、副知事、山城広域振興局長及び関係部長に対しまして、令和3年度の京都府予算編成に際し6項目を要望してまいりました。なお、要望書につきましては、議員の皆様事前に配付させていただきました。

さて、今定例会に提案申し上げます議案は、令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定など4件でございます。十分御審議いただき、原案のとおり、それぞれ認定、御可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○副議長 杉浦代表理事、ありがとうございます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、議席の指定を行います。

本組會議員に新たに選任されました議員の議席について、会議規則第4条第1項の規定により、5番 由本議員、9番 山口議員、10番 大倉議員、12番 梅本議員と指定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第128条の規定により、8番 柚木弘子議員、9番 山口 亘議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、去る11月5日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定いたしました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第4、相楽郡広域事務組會議会運営委員会委員の選任についてを議題といたしま

す。

議会運営委員会の委員の選任については、相楽郡広域事務組合議会委員会条例第1条第2項の規定により、委員の定数は5人とし、各市町村より1人をもって組織することになっております。

現在、木津川市議会の山本議員、和束町議会の岡田議員、精華町議会の宮崎議員、南山城村議会の梅本議員が議会運営委員会委員でありますことから、笠置町議会から議会運営委員会委員を選任するものでございます。議会運営委員会委員の選任については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

議会運営委員会委員に笠置町議会の大倉 博議員を指名いたします。

以上のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。よって、大倉 博議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第5、認定第1号、令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、及び、認定第2号、令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事どうぞ。

○杉浦代表理事 はい議長。それでは、認定第1号、令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について及び、認定第2号、令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括して提案させていただきます。

認定第1号、令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別添のとおり監査委員の意見書を添付して、議会の認定を求めます。

令和2年11月13日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

令和元年度一般会計決算の結果は、歳入総額は、4億5,679万2,288円となり、その中で主な財源としては、構成市町村の分担金及び負担金が総額の82.2%を占めております。前年度比で38.8%の増となりましたが、その主な要因は、大谷処理場基幹的設備改良事業経費の大幅な増加が主な要因でございます。

また、使用料及び手数料は、全体の3.7%を占めており、前年度比で6.6%の減となりましたが、浄化槽汚泥搬入量の減に伴います浄化槽汚泥投入手数料の減となったこととございます。

次に、国庫支出金は、大谷処理場基幹的設備改良事業に対する循環型社会形成推進交付金で、全体の12.9%を占めております。府支出金は、消費生活センターに対する京都府消費者行政活性化事業費補助金で、全体の0.7%を占めており、前年度比で20.9%の増となりました。

これらの要因の結果、歳入総額で前年度より1億6,185万39円、54.9%の大幅な増加となりました。

一方、歳出総額は、4億4,511万3,943円となり、なかでも衛生費のうち清掃費で87.3%を占め、前年度比で66.7%の大幅な増となりましたが、その要因は、歳入でも説明しましたとおり、大谷処理場基幹的設備改良事業により、大幅に増加したものでございます。

また、商工費は、全体の2.8%を占めており、前年度比で2.8%の増となりましたが、消費者教育に係る教育用教材作成経費の増加によるものでございます。

これらの要因の結果、歳出総額で前年度より1億5,199万7,086円、51.9%の増加をいたしました。なお、歳出総額に対する執行率は97.6%になります。

従いまして、歳入歳出差引額は、1,167万8,345円となり、同額が実質収支額となっております。

続いて、認定第2号の提案説明を申し上げます。

認定第2号、令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について。

令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めます。

令和2年11月13日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

令和元年度の特別会計決算結果は、歳入総額で2,343万6,787円となっております。

まず、財産収入は、ふるさと市町村圏振興事業基金7億円の運用益であり、全体の3%を占め、前年度比で49.2%の減少となりました。その要因は、平成30年度末から京都やましろ農業協同組合木津支店の自由金利型定期預金で運用をしておりますが、預入利率が0.2%から0.145%に下がったことと併せまして、3年間の運用期間の1年目、2年目は約定利率の70%が中間利払率となるためでございます。

次に、休日応急診療所収入は、全体の64.2%を占め、前年度比で21.3%の減

となり、その要因は医薬材料費の減少などによる一般会計からの繰入金が増加したもののなどでございます。

次に、繰入金は全体の10.2%、繰越金は全体の22.6%を占めております。

これらの要因の結果、歳入総額で前年度より383万4,593円、14.1%減少いたしました。

また一方、歳出の総額は、2,065万7,427円となり、うち、振興費で全体の15.4%を占め、前年度比で8.2%の減となりました。

次に、衛生費、休日応急診療費で84.6%を占め、前年度比で5.6%の減となり、歳入でも説明しましたとおり、医薬材料費の減少が主な要因でございます。

これらの要因の結果、歳出総額で前年度より132万1,629円、6%減少いたしました。なお、歳出予算額に対する執行率は96.2%となりました。

従いまして、歳入歳出差引額は、277万9,360円となり、同額が実質収支額となっております。

以上、令和元年度一般会計及び特別会計決算の概要を申し上げまして、提案説明いたします。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、原案のとおり認定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○副議長　引き続き、補足説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長　はい、議長。事務局長でございます。

それでは、認定第1号、令和元年度相楽郡広域事務組一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についての2件につきまして、併せて、補足説明を申し上げます。

説明につきましては、決算書本体とは別にお配りをしております「令和元年度 決算に係る主要な施策の成果の説明書」によりまして説明をさせていただきます。

それでは、説明書の1ページをお開き願いたいと思います。

1ページでは、「1 決算の総括」といたしまして、一般会計と特別会計の決算概要を第1表、決算総括の状況として記載してございます。

その中で、決算総額の前年度との比較につきましては、1ページ下から3行目に記載のとおり、一般会計の歳入が54.9%の増加、歳出も51.9%の増加となっております。その主な要因は、大谷処理場運転維持管理業務委託料（緊急分）及びし尿処理量の減少に伴うし尿収集運搬委託料等の減少はあったものの、大谷処理場基幹的設備改良事業経費の大幅な増加によるものでございます。

次に、特別会計につきましては、歳入が14.1%の減少、歳出が6%の減少となっ

ておりまして、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金7億円の運用益や相楽休日応急診療所運営経費の減少によるものでございます。

続きまして、2ページ中ほどからの「2 一般会計の概要」について、説明を申し上げます。

まず、(1)歳入の概要でございますが、第2表、一般会計歳入決算の状況といたしまして、歳入科目の款ごとに前年度との比較を含め、内訳を記載してございます。その状況は、2ページの下段からの説明文にありますとおり、主要なものは構成比順に分担金及び負担金が82.2%と大半を占めておりまして、続いて、大谷処理場基幹的設備改良事業に係る国庫支出金が12.9%、相楽会館の使用料と浄化槽汚泥投入手数料に係る使用料及び手数料が3.7%、消費生活センターに係る府支出金が0.7%の順となっております。

前年度との比較におきます要因でございますが、まず分担金及び負担金のうち、分担金で、令和元年度から2カ年で大谷処理場基幹的設備改良事業の実施に伴いまして、前年度より1億7,184万6,000円増加したことなどによります分担金の増が特徴的でありまして、分担金全体で1億830万9,500円の増加となりました。

一方、し尿の収集運搬に係ります負担金は、し尿収集搬入量の減少に伴いまして減少しましたが、分担金及び負担金全体では、前年度より1億508万5,130円、38.8%の大幅な増加となったものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

使用料及び手数料につきましては、浄化槽汚泥投入手数料や相楽会館大ホールの使用料の減少によりまして、前年度より6.6%の減少となりました。

次に、国庫支出金では、大谷処理場基幹的設備改良事業に係ります循環型社会形成推進交付金で、交付対象経費の2分の1でありまして、前年度より5,709万1,000円の増加となったものでございます。

また、府支出金につきましては、その全額が相楽消費生活センターの運営に係る京都府消費者行政活性化事業費補助金でございますが、平成30年度から重点的に取り組んでおります学校教育における消費者教育・啓発の補助金でございますが、府の補助率変更によりまして、20.9%増加したものでございます。

以上の要因の結果、歳入総額で前年度より1億6,185万39円、54.9%の増加となったものでございます。

続きまして、3ページ中ほどから、(2)歳出の概要でございます。

第3表、一般会計歳出決算の状況といたしまして、歳出科目の款ごとに前年度との比較を含めまして、内訳を記載してございます。その状況は、3ページ下段からの説明文にもございますとおり、主要なものは構成比順に、衛生費88.8%と大半を占めてお

りまして、続きまして、総務費が8.3%、商工費が2.8%の順となっております。

前年度との比較におきます要因でございますが、まず、衛生費のうち保健衛生費では、休日応急診療所運営に対します特別会計繰出金が、前年度の診療報酬収入の増加により繰越金の増や医薬材料費の減少などの要因で、381万2,000円減少いたしました。

また、清掃費でも、し尿処理搬入量の減少によりまして、し尿収集運搬委託料は年々減少するとともに、大谷処理場運転維持管理業務も減少いたしました。反面、大谷処理場基幹的設備改良事業費の増加によりまして、衛生費全体では前年度より1億5,161万8,206円、62.3%の増加となったものでございます。

次に、総務費につきましては、前年度とほぼ同額で、商工費では、京都府消費者行政活性化事業費補助金を有効に活用させていただき、新たな消費者教育の推進に係ります教育・啓発担当の消費生活相談員によります出前講座や出前授業などの実施と、小・中学生向けの教育用教材や啓発資料の作成費などの増加によりまして、2.8%の増加となったものでございます。

以上の要因の結果、歳出総額で前年度より1億5,199万7,086円、51.9%の増加となったものでございます。なお、歳出予算額に対します執行率は、97.6%でありました。

続きまして、4ページ中ほどでございますが、「3 特別会計の概要」につきまして、説明申し上げます。

まず、(1)歳入の概要でございますが、第4表、特別会計歳入決算の状況といたしまして、歳入科目ごとの款ごとに、前年度との比較を含めまして、内訳を記載してございます。その状況は、主要なものは構成比順に、休日応急診療所収入64.2%、繰越金22.6%、繰入金10.2%、財産収入が3%、この順となっております。

これらの前年度との比較におけます要因は、まず、休日応急診療所収入は、一般会計からの繰入金の前年度の診療報酬収入の増加に伴います繰越金の増や医薬材料費の減少などによりまして、前年度より21.3%減少しております。

次に、財産収入につきましては、ふるさと市町村圏振興事業基金7億円を、先ほども代表理事からありましたように、京都やましる農協、期間3年の定期預金、利率が0.145%で運用をいたしまして、受取利息が70万8,936円、余剰金の基金の分の利息を含めまして、71万260円となったものでございます。

繰入金は、「お茶の京都」広域観光事業推進交付金の交付分の財源といたしまして、前年度より13.1%増加し、繰越金も13.9%増加となったものでございます。

これらの要因の結果、歳入総額で前年度より383万4,593円、14.1%の減少となったものでございます。

続きまして、5ページ中ほどからの(2)歳出の概要でございます。

第5表、特別会計歳出決算の状況といたしまして、歳出の項目ごとに前年度との比較を含め、内訳を記載しております。その状況は、5ページ下段からの説明にありますとおり、休日応急診療費で84.6%、事業費で15.4%となっております。

前年度との比較におきます要因でございますが、まず、休日応急診療費では、インフルエンザの医薬材料費の減少などで、前年度より103万8,313円、5.6%の減少となっております。

次に、振興総務費では、皆減、事業費も6.9%減少いたしました。

6ページへ移っていただきまして、以上の要因の結果、歳出総額で前年度より132万1,629円、6%の減少となったものでございます。なお、歳出予算額に対します執行率は、96.2%でございました。

令和元年度末におけます基金残高は、7億1,077万3,000円でございます。

また、ふるさと市町村圏振興事業の令和元年度実績の概要につきましては、6ページ記載の①から④の事業でございます。これら事業の詳細は、この資料の62ページから65ページに掲載をしております。

最後に、これまで説明してまいりました令和元年度決算の概要のほか、より詳しい分析の内容や実績数値などをこの説明書7ページから10ページに、11ページには、5市町村分担金、平成30年度と令和元年度の決算額での比較表をつけております。

次に12ページには、大谷処理場の基幹的設備改良事業に係ります債務負担行為に基づく支出及び支出予定額の表でございます。

また、事業ごとでの事務事業評価といたしまして、当組合が抱えております諸課題を初め、今後の方向性、考え方などを、ページめくっていただきました13ページから27ページにかけまして、それぞれ記載を、款ごとの項目ごとにさせていただいております。参考にさせていただきたいと思っております。

また、この説明書以外にも、令和元年度に消費生活センターにおいて相談を受けました内容をまとめました「消費生活相談報告書(市町村別報告)」といたしまして、お手元に配付をさせていただき、また、令和元年度に会議を行いました結果をまとめたものをお配りしております。併せてごらん願いたいと思っております。

以上、令和元年度一般会計及び特別会計の補足説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○副議長 以上で議案の説明が終わりました。

次に、決算審査について、監査委員の報告を求めます。

山本和延監査委員、どうぞ。

○山本監査委員 監査委員の山本でございます。監査委員を代表いたしまして、私の

ほうから報告させていただきます。

皆さんのお手元に、令和元年度決算審査意見書をお届けしております。それを基に、報告を進めたいと思います。

まず、審査の概要ですが、審査の対象は、令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算書及び令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書であります。

審査の期日は、令和2年10月9日金曜日、午後1時15分から午後2時45分まで行いました。

審査の手続につきましては、決算審査に当たっては、相楽郡広域事務組合代表理事から提出されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか、などに主眼を置きまして、関係諸帳簿及び証ひょう書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求め、実施をいたしました。

次に、審査の結果でございますが、審査に付されました一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に基づき作成されており、決算計数は関係帳簿及び証憑書類と照合を行った結果、全て適正に処理されていることが認められました。

なお、2ページ以降に、決算規模、基金の運用状況、審査意見をそれぞれ掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○副議長 ありがとうございました。決算審査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は1件ごとに行います。

なお、質疑の回数につきましては、会議規則第55条に「質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。」と規定されていますので、よろしくお願いいたします。

まず、認定第1号、令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての質疑はありませんか。

西山議員。

○西山議員 すみません、ページのほうで言います。まず5ページ、6ページのところの歳入です。

相楽会館の貸室料ということで書かれています。中間報告にもありますように、貸館

業務を廃止の方向ということなんですけれども、この会館というのが相楽郡は一つという象徴で建てられたという経緯も分かっていますので、ちょっとその部分はどうなのかなというところがあります。この間の経過も含めて、御説明いただきたいと思います。

ちなみに、この令和元年度に関しましては、コロナの影響で減ったということはないのかどうか、そのところをちょっとお願いします。

2つ目が、次のページになります。

ちょっと細かい話なんですけれども、諸収入の雑入です。令和元年度、今までにはなかった部分が大きく2つ、雑入として、雑入というか還付金として2つ上がっています。大阪湾広域臨海環境整備センター還付金ということで大きな額が上がっているんですけども、これは支出のほうでいえば、8ページの19節の負担金というところで、いつも、昨年でいったら平成30年度でしたら1万円とか、この年度だったら8,000円とかってあるんですが、そこの関連も含めて御説明いただきたいと思います。

併せて、そのすぐ下にもある京都府廃棄物処理対策協議会還付金ということで、どういう経過でこれが雑入として上がっているのか。

それと、最後になります。13、14ページのところです。14ページでいいましたら、上のところの18節のところでは備品購入で空気清浄機ということで、これはもう必要だなと思っているんですけども、この時期にはまだなかったかもしれませんけれども、コロナの関係での備品というのが購入できていたのかどうか、備品の額としては前年度とそんなに大差がなかったの、そこがちょっと気になりました。それはどこに入っているのか、入ってなくて新年度に持ち越したのかということも、説明を、その3点をお願いします。

○副議長 次長、答弁どうぞ。

○國子次長 はい、議長。それでは、西山議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の5ページ、6ページの歳入のところの相楽会館の関係でございます。

相楽会館につきましては、既に過去から御説明させていただいていますし、既に御承知おきいただいているかと思うんですけども、先ほど議員からの指摘のもございましたように、「相楽はひとつ」ということで、当時建設されたという経過があるということでございます。

その経過も含めての説明ということでございましたので、具体的には先ほどの成果の説明書でいきますと、ページ数16ページのところに相楽会館の管理運営経費ということでお示しをさせていただいておりますので、ここを踏まえまして、説明のほうをさせていただきます。

まずこの、「課題・問題点」ということで記載させていただいておりますけれども、平成18年、19年度につきましては、相楽会館の今後の在り方の検討を進めてき

て、さらには平成28年度においても検討を進めてまいりました。ただ、その議論の中では引き続き最小の経費で会館の貸室を続けていくというような状況があったわけでございます。

今回、令和元年度の決算に比べますと、本年の1月16日に「広域圏事業のあり方検討会」の第1回目を開催させていただきまして、そこから議論を深めていって、冒頭の代表理事の挨拶にもございましたように、中間報告ということで、一定、廃止の方向で、令和4年度をもって廃止すると、こういう流れになってきているというところでございます。

それから関連しまして、コロナの影響で使用料の収入のほうが増えているのかということではございますけれども、平成30年度と令和元年度の関係の決算の係数の比較をして、中身のほうも分析もしておりますけれども、コロナの要因というよりは、いつも京都府さんで利用されているケースがありますけれどもその部分の件数が4件で6万900円の減少になっているということで、その要因であるという判断をしておるところでございます。

それから2番目の質問でございますが、諸収入でございます。フェニックスの関係の還付金で19万1,000円という大きな金額が入ってきていて、支出のほうは元年度決算で8,000円、前年度でも1万円ということではございました。

このそもそものフェニックスの還付金の趣旨でございますけれども、今回の還付に当たりましては、平成9年度から平成29年度までの第2期の埋立処分の建設に係る部分の還付金ということでございます。その額が19万1,000円でございます。当初、本組合といたしましては、2期計画では1,090平米を埋め立てるという計画をしておりましたけれども、実績が916平米に変更になっているということでございますので、その部分の還付がなされているというところでございます。

それから、一方、支出のほうは、額がそれに比して少ないのではないかとということではございますけれども、過去の決算等を見ますと、4万円台、5万円台、それから3万円台も含めて、年度によって支出額が変わってきているというような状況もございますので、この還付額を上回る部分の建設委託料の負担はしてきたという経過があるということではございます。

それから、廃棄物対策協議会につきましては、令和元年度中に解散をしたわけではございまして、これは府内の市町村並びに一部事務組合のうち加入する団体が廃棄物の関係の調査・研究を進めるという任意団体でございましたけれども、それを一定の役割を今終えたということで解散に至ったということで、その部分の約3万7,000円の歳入が入っているということで、おおむねこちらのほうの会費も年間1万円程度でございました。過去にはもう少し額は、明確には記憶はしてございませんけれども、払っていた

という時期もあったということでございます。

それから、最後に3点目の13ページ、14ページの備品購入費の件でございます。コロナの関係ということでございますけれども、先ほど議員御指摘のとおり、空気清浄機につきましては年度末に備品として事務所に購入をさせていただいたところではございますけれども、まだ、コロナが本格的に流行していないということもありまして、診療所のほうの備品につきましても、空気清浄機等は事前にもともとございましたので、令和元年度決算ということでは表してございませんけれども、令和2年度につきましては、そういう関係の医師会並びに執務するスタッフ等とも調整しながら今後も引き続き執行を適正に努めていきたいと、そのように考えておるところでございます。

以上、答弁でございます。

○副議長 西山議員。

○西山議員 ありがとうございます。

まず、貸館のところの部分は、この間ずっといろんな指摘もありながら、最低限のことでということでしたので、最終的にはこの中間報告にありますように、貸館は廃止というところの部分は一定、理解はする部分だとは思っています。

そこのところで、ちょっと一つあれなんですけれども、ほかの市町村で持っているところを使えばということで、そういう位置づけがあるだろうということなんですけれども、ちなみにこの相楽会館の貸館使用料というのは差はないわけですよね。各市町村だったら、例えば木津川市でしたら、市内の人が使うときと市外の人が使うときには金額の差があるというところの部分があるんです。この相楽会館というのは、この木津川市を含む相楽管内の全ての方たちは同じ金額で使っているというところの部分が大きな特徴かなと思っているんです。で、その部分が最終的にはどうなのかなというところがあります。これは、今後の話になってきますので、ここでの決算では、あくまでも参考として判断を伝えさせていただきます。

2つ目のところで、ごめんなさい、ちょっと分かりづらかったのが、還付金というのが、今までの分で利用が1,090確保していたのが916で済んだ部分が一旦、還付ということなんですけど、今後のこの支払いの部分に関しては、また新たなものということで考えていいんですか。それともこれの延長ということで考えていいんでしょうか。そこをちょっとすみません、御説明いただきたいと思います。

備品購入のことなんですけれども、令和2年度のところでいろんなことで購入されるということなんですけど、やはり、今の場所というのが、事務室もすぐ横ですし、空気清浄機だけで大丈夫だったのかなというところの部分がとても心配だったので、指摘させていただいたんですが、再度、先ほどちょっと消毒液とかマスクとか、備品購入と言ったのは、この決算に入っているのか、どうなのかというところをちょっとお願いいたし

ます。

○副議長 事務局長どうぞ。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長でございます。西山議員の再度の御質問でございます。

備品の関係でいきますと、決算に上がっているとおりなんでしょうけれども、特にコロナ対策という意味では、各市町村ではもう2月頃には対策委員会を立ち上げて、市民や町村民の安全を守るようにということで、対策が取られていたと思っております。

具体的に大きく影響が出たのは4月以降になりまして、私ども各いろんな事業の中で、まずは職員のマスクすらなかなか確保ができない、普通にもう売っていない状況があって、特に休日応急診療所のスタッフ分として、2月の時点で50枚入りのマスクが1箱しかありませんでした。手指消毒液ももう1本しかなかったものですから、すごく危機感を感じまして、具体的には3月12日に5市町村に公文書でマスク及び手指消毒液の提供依頼をさせていただいて、具体的に4つの市町から20箱提供いただきました。なお、手指消毒液は市町村にも備蓄が少ないという回答で、これは困ったということで、山城南保健所のほうに空の容器を持っていき、大きなタンクからちょっと補充をさせていただいて、無償で提供していただいたということでもあります。

ただ、事務組合の反省点といたしましては、これまでから備蓄という観点がございまして、必要なものはなくなり次第購入すると、このコロナの影響で本当に必要なものが必要な時期に手に入らないということを経験しましたので、今、マスク・消毒液等は普通に入手できる状況でありますし、今後第3波に向けてちょっと備蓄等もしていこうと考えております。組合では、業者に発注はかけていたんですが、手指消毒液が2月の頭に発注をかけて3月30日に何とか数本入手できたという状況があり、特にマスクについては各市町村の備蓄のマスクは、基本的に非医療用なんです。ですから、休日診療所の医師がそのマスクをつけてくださいと言っても、これは医療用ではないのでということで、使用拒否されるお医者さんが多くて、具体的には自分のところのクリニックからマスクをつけて勤務をしていただいたりとか、場合によっては執務医師のクリニックから自分のところのマスクを提供していただいたりということと、あと、サージカルマスクということになりますので、保健所から1箱、フェイスシールド、ガウン、キャップなどもご提供をいただき、対応させていただいたところでもあります。

次に、フェニックス2期計画については次長に説明させます。

○副議長 次長、どうぞ。

○國子次長 はい、議長。それでは、フェニックスの関係でございます。

現在も、委託料として負担金及び交付金として支払っている8,000円でございまして、これは2期計画の分と3期計画の分を合わせて支給しているもので、2期

計画につきましては、もう搬入している物量が少ないので、実際はゼロでございます。

3期計画の分を支払っているというということで、令和3年度につきましても同様の流れになっていく、今後もそのような形になっていくというものでございます。

以上でございます。

○副議長 ほかありませんか。

宮崎議員、どうぞ。

○宮崎議員 すみません。議案書の18ページの商工費の消費生活センター運営経費のことについてお伺いをしたいと思います。

決算に係る主要な施策の成果の説明書の23ページです。このところに消費生活センター運営経費の内容について書かれてあります。特にこの中で、教育について、小中学生に対する教育であったりとか、あとは消費者に対する教育、その点についてお伺いをしたいと思いますけれども、資料として52ページにあります消費生活講座、消費生活出前講座、そして学校・教育委員会との連携による教育、こういったことが書いてあるわけなんですけれども、53ページ目の25番、半分よりちょっと上のところに書かれています出前講座の25番、26番が、この2つが消えているということは、これはコロナの影響でこの2つが消えたんだなと思っているところでありますけれども、令和元年度におきましては、大体3月頃からほとんどのイベントなどが全て中止ということになっておりまして、それまでには何とか予定どおり実行できていてよかったなと思っているところではあるんですけれども、このように、25番、26番のように消されていく、こうやってなくなった部分、そういったものを次年度とか、これをどのようにされていくのか、まだまだコロナが、この新型コロナウイルスの感染症が第3波がやってくるということ、今後のことも考えまして、今後この教育、消費者教育についてどのようなお考えをお持ちですか。お伺いしたいと思います。

○副議長 事務局長、どうぞ。

○福田事務局長 はい、議長。7番、宮崎議員の御質問でございます。

消費生活センターの関係でございますけれども、実は令和2年度、今年度、10周年を迎えております。消費者庁が発足して10年、11年目になりますけれども、相楽地域においても広域で消費生活センターをやろうということで、当時は、精華町では週一回、木津川市でも週一回、相談業務を実施してございましたけれども、東部3町村は相談窓口がなかったということで、消費者安全法で各市町村に消費者窓口を置かなければならないということになり、消費生活センターを広域でやらさせていただいて10年経過しました。

そういった中で、今年は特に京都府内でも相楽だけ消費者啓発、消費者教育に特化した相談員を雇って、「出ていく相談員」ということで活発的にやっているんですけれど

も、大変残念なことにコロナの影響で、やはり出前講座の申込みは控えておられるということと、学校現場でも休校等が多くなって、授業数が確保できない、夏休みを返上し、また冬休みを返上しと、そういう状況の中でなかなか外部講師による消費生活相談員を例えば家庭科の1時間くださいよということもなかなか難しい状況にあります。ただ、こういったコロナ禍の中で高齢者の被害というのが増えてきております。これは、全国的に増えておりまして、やはり、ステイホームということの中で、特に高齢者の方がおうちにおられる時間が増えた、そこを悪質業者が狙ってきておりまして、高齢者の在宅時間が増える、また特殊詐欺や悪質商法など被害がある可能性がやっぱり増えています。こういう状況の中で、なかなかコロナの影響で人を集めての啓発というのが難しいということからいきますと、やはり身近に高齢者の宅に訪問されているケアマネさんとか社協さんとか、そういった福祉関係の方、そういう人たちに注意の目でちょっと見守りを強化していただくしかないのかなと考えております。コロナが一定収まりますと、また出前講座の引き合いも出てくるのかと思いますけれども、特に今回も3年間続けて冊子を作って、消費者教育に力を入れさせていただいておりますけれども、特に2年後、2022年の4月からは成人年齢引き下げ、現職の高校3年生が18歳で成人になる状況というのはもう目の前に、1年半後に起こるわけですね。そういう意味からしては、私どもの消費生活センターは、基本的には義務教育、小学生・中学生を中心に、また、管内の高等学校は3校ありますよね。けれどもその辺は、京都府とも協力しながら、子どもたちへの消費者教育の充実は喫緊の課題でありまして、さらにコロナ禍の中で在宅でおられる高齢者がオレオレ詐欺にあったり、カードを盗まれて銀行から多額なお金を引き出されたとされたというような詐欺事件、こういうようなのが多発しております。そういう意味からしてなかなか人を集めての啓発ができないがために、京都府、木津警察署、構成市町村、消費生活センター、いろいろと連携しながら、今後ともできる範囲、ネットも使いながら情報発信して、身近にある消費生活センターが、頼りになる消費生活センターとなれるように日々研鑽していきたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしくお願ひしたいと思っております。

○副議長 宮崎議員。

○宮崎議員 今、事務局長のほうから大変大きな御答弁をいただいたと思っております。

高齢者の方々にとっては、福祉団体との連携、これも積極的に強めていただきたいと思っております。

そして、子どもたち、小中学生、そして今、高校生ということもおっしゃっていただけたわけなんですけれども、今年度中にはちょっと無理かもしれませんが、来年となりますと、ほとんど児童生徒、1台のタブレットを持つようになりまして、教育環境がとても変わってくると思っております。教育ツールが本当に変わってまいります。

そういったところを考えましても、出前、今まではやはり出前に行かれて直接届けるということがとても大きな効果だったと思うんですけども、今後、このコロナ禍がどのようなになるか分かりませんので、そういったところ、教育ツールが変わってくるということを前提に、オンラインであったりとかリモートであったりとか、そういった消費生活センターもそういう機器をそろえられて、今後そういう高齢者に対してでも簡単なデジタル化というものを、私はもうずっと求めているんですけども、高齢者に対してもそういった意味でデジタル化を進めていって、そういった方向も一つ、一案ではないかと思っているんですが、事務局としてはそういった点は何かお考えはございませんでしょうか。

○副議長 事務局長、どうぞ。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長でございます。7番、宮崎議員の再質問でございます。

まさに国においてはデジタル化を推進されておりまして、各市町村もその流れに沿った事業を考えておると思いますけれども、消費生活センターのほうは、今の相談状況でいきますと、電話相談と来庁相談ということで、メールでの相談とかLINEでの相談とかいうのは今のところは受けていない状況で、こういったところも京都府消費生活安全センターの状況とか、また近隣の消費生活センターの状況なんかも調査しながら、特に近畿ブロックの相談部会がありますので、近畿一円の消費生活センターの連携が保てますので、同じような課題を持っておられます。県レベルのセンターであれば、幅広くいろいろ事業化されておりますけれども、なかなか市が設置するセンターでは、なかなかそのデジタル化に対応したような施策はこれからだと思っています。

いろいろと御意見を伺いまして、来年度以降しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○副議長 宮崎議員。

○宮崎議員 前向きな御答弁をいただいたと思っています。

今朝も実は、私、自宅のところでSDGsの研修を受けたところでございます。実際に場所、どこかに行ってやらず、自宅でも研修が受けられる、集中力はどうだったと聞かれますと、その点はやはり行くほうがもちろん集中力は高まるかと思っておりますけれども、やはりそれなりの吸収ができたなとうれしく思っています。

そういったところ、ちょうどSDGsの関係とエシカル消費、このところをすごく重点的にやっぱりおっしゃっておられました。消費生活センターの取り組まれているこのハンドブックも作っていただいたところであるんですけども、このSDGsとエシカル消費、今後日本において、大変重要な視点だと思っていますので、今後ともそのデジ

タル化、そしてまたこういうコロナ禍にありましても引き続きしっかりと教育ができるように頑張っていたきたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長 ほかにありませんか。

では、質疑を終結いたします。

続きまして、認定第2号、令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

西山議員。

○西山議員 認定第2号の10ページ、上のところにありますふるさと市町村圏振興事業経費です。この広域観光ということで300万ということで、この年度が2年目になると思います。平成30年度からスタートして5年間の予定で300万円、各市町村にそれぞれ渡していると思うんですけども、その成果の説明書でいうと25ページのところということで書いているんですが、それぞれの市町村に幾らずつつて、ちょっと中身が、これだけだと分からないというか、把握しているのかどうかというところの部分が難しいんですが、例えば5年間これから続ける、毎年毎年こういう形で報告という形にはなるんですが、例えばどんなことかというの、後で見直したときにこういうことにこのお金が反映しているかということが分かるようなものにすべきじゃないかなと、そういう分かるような書き方をすべきじゃないかなというのが、ちょっと思ったことで、この後もまだ続いていくと思いますので、そこはちょっとどういう活用といったところの部分、それぞれの市町村で活用しているんだとは思いますが、事務組合としてももう少し書き方というところの部分で分かるようにすべきではないかと思っています。

もし、内容が少し分かれば、紹介いただきたいというのがちょっとお願いしたいところです。

それ1つだけ。

○副議長 事務局長、どうぞ。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長でございます。3番の西山議員の御質問でございます。

広域観光の振興費、事業費300万円の部分でございます。こちらにつきましては、平成30年10月に制定しました「「お茶の京都」広域観光事業推進交付金要綱」に基づいて交付するもので、令和元年度が2年目となっております。具体的には第3次ふるさと市町村圏計画の期間の平成30年度から令和4年度の5カ年、毎年300万円の総額、1,500万円を5市町村に出資割合に基づいて交付するものです。目的は、お茶の京都DMOによる地域間連携の推進の実現に向けて、各市町村は、お茶の京都DMOに参画され、各種事業を展開されております。交付金をお茶の京都DMOの分担金の一部として活用していただくということで、実施場所はそれぞれ市町村内、もしくは山城

地域全体という実績報告をいただいております、十分この交付金は地区のために活用されているという認識はしているところでございます。

○副議長 西山議員。

○西山議員 すみません、私の質問の仕方が悪かった。活用していただいていると思うんですけど、ここでこういう書き方だったらちょっと分からないので、例えば今年は何があったとかみたいなのを少し書いていただけたらいいんじゃないかなというのが、ちょっとこの概要のところを読んでいて思ったんです。交付金要綱に基づいてやっていて、それは渡した先がということは分かっているんですけど、例えば、去年だったらこういうことがあったとか、そっちだったらこういうことがみたいなのをちょっと書くことで、限定しなくてもそういったところに活用がされているというのが後で見たときに分かるような書き方をしていただきたいというのが思ったんです。

多分、こういうことをしていますというのが各市町村からは報告というか、現状は把握はしていらっしゃると思うんで、それがこの書き方ではちょっと分からないなと思ったもんですから、それはそういうことは大丈夫でしょうか。

○副議長 事務局長、どうぞ。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長でございます。今、御指摘ありましたので、また次年度の決算からはその辺反映させて書いていきたいと思っております。

○副議長 ほかにありませんか。

なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は1件ごとに行います。

まず、認定第1号、令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

採決は起立によって行います。

原案のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長 起立全員です。

よって、認定第1号、令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号、令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

採決は起立によって行います。

原案のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長 起立全員です。

よって、認定第2号、令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第7号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第7号を提案させていただきます。

議案第7号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

令和2年11月13日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

大谷処理場基幹的設備改良工事については、令和2年度末、令和3年3月31日に完成予定でありますことから、完成後のし尿処理分担金の負担割合の根拠となる年度を、現在の施設の供用開始年度である平成13年度から、基幹改良工事後の令和3年度に変更するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○副議長 提案理由の説明がありましたが、補足説明を求めます。

事務局長、どうぞ。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長の福田でございます。

それでは、議案第7号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例についての補足説明を申し上げます。

まず、今回の条例改正に至りました経緯、そして、検討経過を申し上げます。

現在のし尿処理分担金の負担割合につきましては、平成20年度分担金から適用しているものでございまして、既に12年間が経過をしており、この間、し尿等の搬入量の減少やし尿処理施設の老朽化によりまして、今回、令和元年度・2年度の2カ年で、大谷処理場基幹的設備改良工事に取り組んでいるところでございまして、し尿処理に係ります状況も変化してきてございます。

これらのことから、平成29年度から、市町村の衛生主管課長会議並びに財政主管課

長会議で議論を重ねてまいりましたが、その負担割合につきましては、29年度当時、『「平成13年度搬入予定量割（計画処理量割）50%、平成13年度からの搬入実績量による割合50%」こうあるものを「令和3年度搬入予定量割（計画処理量割）50%、令和3年度からの搬入実績量による割合50%」と変更することを基本といたしまして、引き続き協議を進めること』と、このように当時からなっております、令和2年に入りまして7月、市町村衛生主管課長会議並びに財政主管課長会議をそれぞれ開催し、8月には、衛生主管課長と財政主管課長の合同によります会議で条例改正案を提案し作成し、10月の定例理事会に提案し、承認され、本日御提案することとなりました。

それでは、改正内容につきまして、2ページの新旧対照表、こちらで説明をさせていただきます。

改正内容は、2点ございまして、1点目が第2条第3号関係でございます。規約の第3条第4号及び5号に要する経費、これは、し尿処理に関する経費でございます、その負担割合を改正するものとなります。固定的経費、運営的経費、並びに大規模改修経費、それぞれの搬入予定量、搬入実績量、これらの起点となります年度を現在の施設の供用開始年度でありました「平成13年度」から基幹的設備改良工事後の「令和3年度」に変更しようとするものでございます。

2点目は、2条の第4号関係でございます。し尿処理に係ります経費のうち、公債費に要する経費でございます。この割合につきましても、大規模改修経費の割合と同様に、令和3年度からの搬入実績による割合、このように変更しようとするものでございます。

恐れ入りますが、1ページに戻っていただきまして、附則でございます。

附則には、この条例は公布の日から施行し、令和3年度分の分担金から適用するということございまして、また、これら関連します規則の一部改正（案）を参考資料1とし、また、組合格約や分担金条例等を参考資料2として添付してございますので、こちらのほうも参考にござんいただきたいと思っております。

以上、議案第7号の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長 議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

西山議員。

○西山議員 すいません。この間ずっと負担の部分で改正をされてきた中の一つと思うんですけども、参考資料1の3ページで、根拠というのは、数字をもっといただいで出していたので分かるんですけども、ちなみに金額的にはどれぐらいというのが分かれば参考で教えていただきたいのが1つ。それぞれ負担が今までよりもプラス

マイナスというのがあると思うんですが、大ざっぱな丸い額でもいいです。どれぐらいの差が出てくるのかということと、それと、3年ほどかけて、この間進めてきていただいていると思うんですけれども、この資料でも平成28年からいいましたら、一日当たりが10キロリットルぐらい少なくなっているというところの部分で、今後もこういう形で全体としてはもう減っていくということを考えていらっしゃるのか、見越していらっしゃるのかどうかということ、その2点、お願いします。御説明いただきたいです。

○副議長 事務局長、どうぞ。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長でございます。3番の西山議員の御質問でございます。

金額的なものということでございますけれども、ちょっと資料等が用意できていませんので、こういった条例を改正する際に事務的にシミュレーションをしております。まず今回、ここに参考資料の1にもありますとおり、それぞれの5市町村の計画処理量割というのは、この3ページの一番左端の平成13年度の76kl/日に対する5市町村の計画処理量並びに比率、こちらのほうが一番右側の令和3年度の計画処理量34kl/日の5市町村の計画処理量並びに比率、このように比率が変更になるわけです。いわゆるこの部分というのは、各市町村の何ていいますか、権利部分といえますか、責任部分になるわけでありまして、大谷処理場の施設規模のところでございます。

2問目の質問のところでございますと、今後、やはりこの34kl/日というのは、10年後にはもう20kl/日台にはなるんですけれども、下水道を取り組んでおられる市町については、どんどん減ってきますが、5市町村の中で現時点で下水道計画がない笠置町、南山城村につきましては、人口の動態変動等にはなりますけれども、し尿から合併浄化槽への補助金等を活用した移行等も要因はありますが、今後も継続して処理が必要になってくるということで、処理量は減りますが、構成比率は上がってくるということになるわけでありまして。

今回、資料がないので大変分かりづらいですけれども、具体的な令和2年度のシミュレーションしました結果、分担金額の、令和2年度のし尿の分担金額、当初予算書でお示ししていますけれども、1億6,404万1,000円、この金額を変えずに旧条例と今回の令和3年度から適用する新条例のそれぞれ表を作りまして、1億6,400万を割り振りをさせていただきましたら、搬入量実績を令和2年の1月から6月までの6カ月間の実績として採用して比較をしますと、精華町が新条例ではマイナスの683万8,000円、その他の市町村が全て増額になりまして、順番に木津川市で186万円の増、笠置町で180万8,000円の増、和束町で214万円の増、南山城村で103万円の増となります。今後、やはり比率が上がれば分担金は上がりますけれども、もちろん、令和3年度にまだいろんな経費を積み上げて分担金を出すところまでは何とか

いけていますけれども、大体、1,000万とか2,000万ほど分担金が下がる見込みです。今回提案しているのは、固定的経費の変更ですので、運営的経費は直近の搬入量を採用しますから、運営的経費は変更ございません。固定的経費の中の令和3年度の計画処理量というのは、もう5市町村の権利部分、この部分というのは、この施設を34キロ要るんですよということで5市町村から各市町村の生活排水基本計画から来ていますので、この量というのは、権利部分というのは固定です。この比率というのは固定です。

それから、令和3年度からの搬入量50%の部分につきましては、令和3年度から令和4、5、6年と経過し、トータルの量で割合、比率が変わりますので、今6月までの比率で申し上げましたけれども、今11月です。10月までの量が分かって、7月から10月の量で案分して、今と比率が若干変わって、今言いました金額も変わってきます。ここらは、根拠の実績によって、比率は変わりますが、今本当にもう減り切っている精華町なんかは、今後も減ってくるし、平均的に搬入量があって人口減で少し減っていても比率が上がることで、笠置町や南山城村は、分担金が増えることになります。以上です。

○副議長 どうぞ、西山議員。

○西山議員 ありがとうございます。パーセンテージだけでいったら、ちょっとざくっと分かりづらかったので、金額で教えていただきました。この後、搬入量というのの関係で金額が変わっていくということで、この負担割合というのは、もうこの資料のとおり算出されて、理解できました。ありがとうございます。

○副議長 ほかありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長 起立全員です。

よって、議案第7号、相楽郡広域事務組合分担金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号、京都市市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都市市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事、どうぞ。

○杉浦代表理事 それでは、議案第8号を提案させていただきます。

議案第8号、京都市市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都市市町村職員退職手当組合同約の変更について。

令和3年4月1日から、京都市市町村職員退職手当組合に相楽東部広域連合を加入させ、京都市市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更します。

令和2年11月13日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

京都市市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体に相楽東部広域連合を加え、組合同約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、原案どおり御可決賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○副議長 議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号、京都市市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都市市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決いたします。

採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長 起立全員です。

よって、議案第8号、京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第2回相楽郡広域事務組合定例会を閉会いたします。

本日は、長時間にわたり慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございました。

これから、各市町村議会の定例会等で何かと慌ただしい時期を迎えようとしております。また、寒さも日に日に増し、厳しくなっております。

議員の皆様及び理事者の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。

本日は大変御苦勞さまでございました。

(午後3時36分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会副議長 小西 啓

会 議 録 署 名 議 員 柚木 弘子

〃

山口 亘